

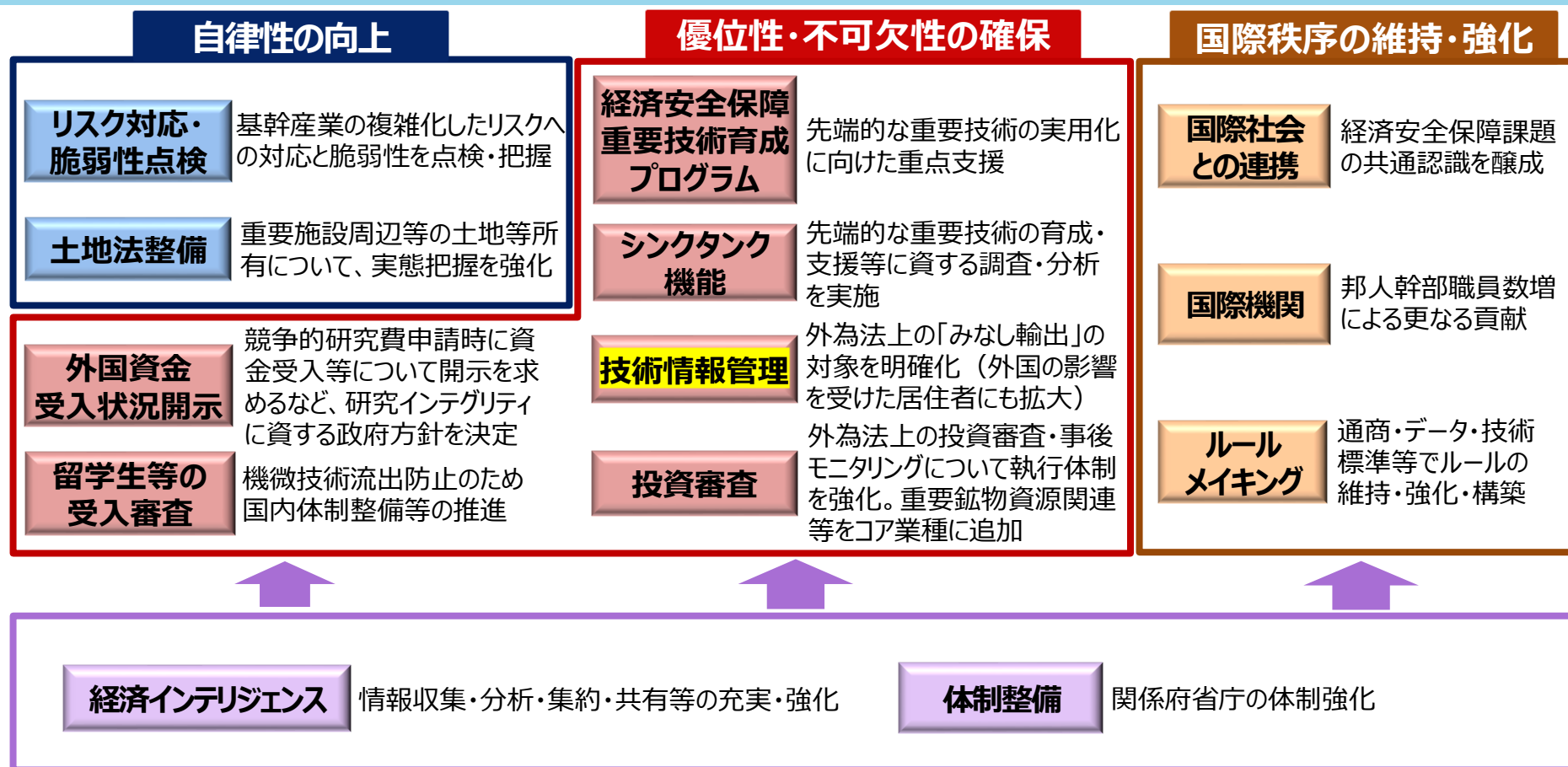
安全保障貿易管理を巡る最近の動向

令和5年6月28日
経済産業省 貿易管理部
安全保障貿易管理課

安全保障貿易管理を巡る動向

経済安全保障の体系

- 経済安全保障政策の大きな方向性は①サプライチェーンの強靱化や基幹インフラの信頼性確保などを通じた**自律性の向上**、②重要技術の育成による技術の**優位性・不可欠性の確保**、③基本的価値やルールに基づく**国際秩序の維持・強化**。
- 近年、軍民融合や新興技術の進展を受けて、技術の流出パターンが多様化する中、特に**人を介した技術流出への対応が重要課題**に。



調達活動の多様化・巧妙化

- 軍事分野におけるデュアルユース※¹の重要性が高まる中で、流通形態が複雑化している。
- この結果、懸念のある主体が、様々な手段を使ってそのエンドユーザーとしての存在を隠しながら、機微技術※²や軍事転用可能な貨物を獲得することが可能となっているおそれがある。

輸出取引

- ・ フロントカンパニー
- ・ 第三国経由
- ・ 使用者・用途等の偽装

技術取引

- ・ フロントカンパニー
- ・ メール、クラウド
- ・ 展示会、講演

企業買収

- ・ 外国政府の影響
- ・ 国公営ファンドによる支援

学術交流・研究交流

- ・ 教員、研究者、留学生
- ・ 共同研究
- ・ ピアレビュー

人材採用・求職活動

- ・ ヘッドハント
- ・ 重要企業への就職

技術窃取

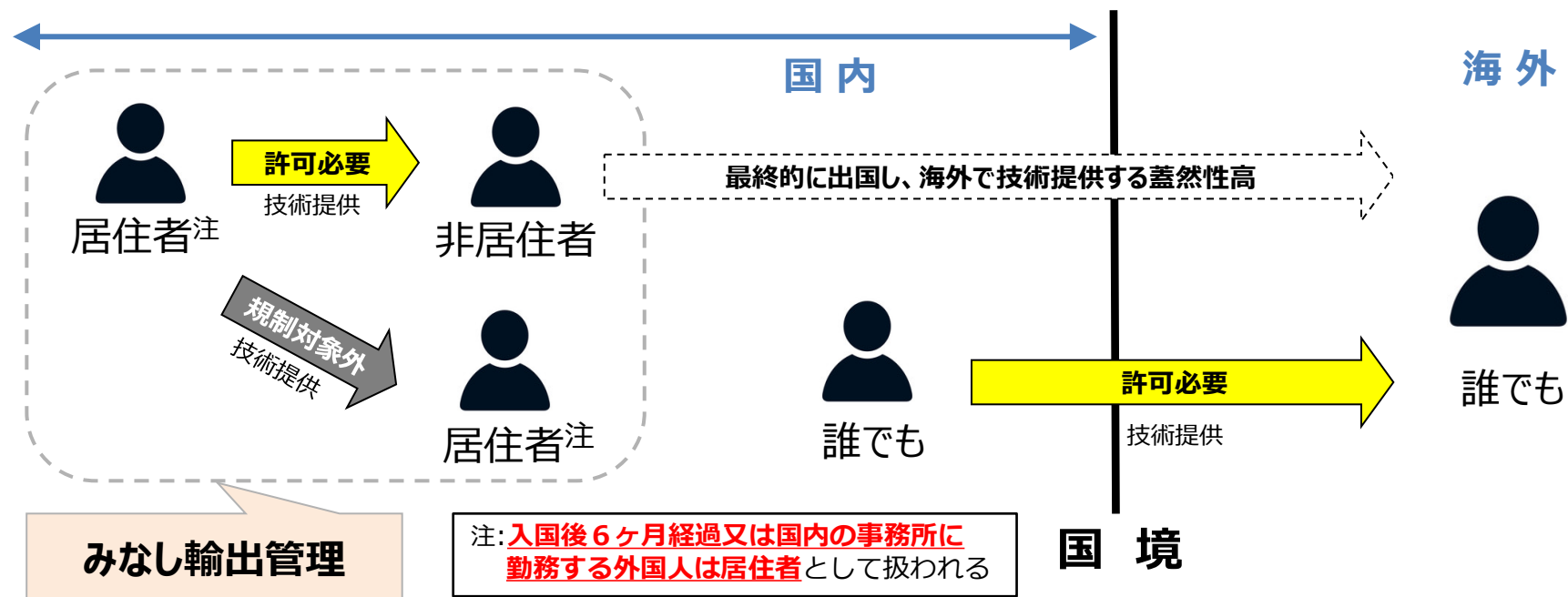
- ・ サイバー攻撃
- ・ 産業スパイ

※1 「デュアルユース」とは、軍民両用であることをいう。

※2 「機微技術」とは軍事に用いられる可能性の高い、外為令等に規定される技術をいう。

外為法において規制対象となる技術提供行為 ～みなし輸出管理とは～

- 外為法では、以下の行為を経済産業大臣への許可申請が必要な「技術の提供」として管理。
 - ① 国境を越える規制技術の提供（地理的視点）
 - ② 居住者から非居住者への規制技術の提供（人的視点）
- 上記②のとおり、日本国内における居住者から非居住者への技術提供についても、当該非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、「輸出とみなして」管理しており、これを「みなし輸出」管理という。
- 入国後6ヶ月経過又は日本国内の事務所に勤務する外国人は居住者として扱われるため、これらの者への技術提供はみなし輸出管理の対象外とされていた。



みなし輸出管理の運用明確化

- 国際的に人を介した機微技術流出懸念が増大する中、従来のみなし輸出管理では特定国の影響下にある居住者が機微技術流出に関与するリスクに十分に対応できていないとの指摘があった。
- 「役務通達」の改正により、居住者への技術提供であっても、雇用契約や経済的利益等に基づき外国政府や外国法人（非居住者）の強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する居住者への技術提供については、みなし輸出管理の対象であることが明確化された。
（令和4年5月から適用）
- 特定類型は、以下の①～③に分類される。

許可申請義務



特定類型

- ①雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者
- ②経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者
- ③国内において外国政府等の指示の下で行動する者

※各特定類型の正確な定義については、必ず「役務通達」の規定を確認すること。

（参考）我が国の半導体製造装置の輸出管理強化について

- 国際的な安全保障環境が厳しさを増すなか、軍事転用の防止を目的として、ワッセナー・アレンジメントを補完するとともに、半導体製造装置に関する関係国の最新の輸出管理動向なども総合的に勘案し、高性能な半導体製造装置（２３品目）を輸出管理の対象に追加。
- これにより、技術保有国としての責任を果たし、国際的な平和及び安全の維持に貢献。

【新たに輸出管理の対象となる品目】

２３品目※

※洗浄（３品目）、デポジション（成膜）（１１品目）、アニーリング（熱処理）（１品目）、リソグラフィ（露光）（４品目）、エッチング（化学的除去）（３品目）、検査（１品目）

【管理対象となる仕向地】

全地域

【スケジュール】

５月２３日	公布
７月２３日	施行

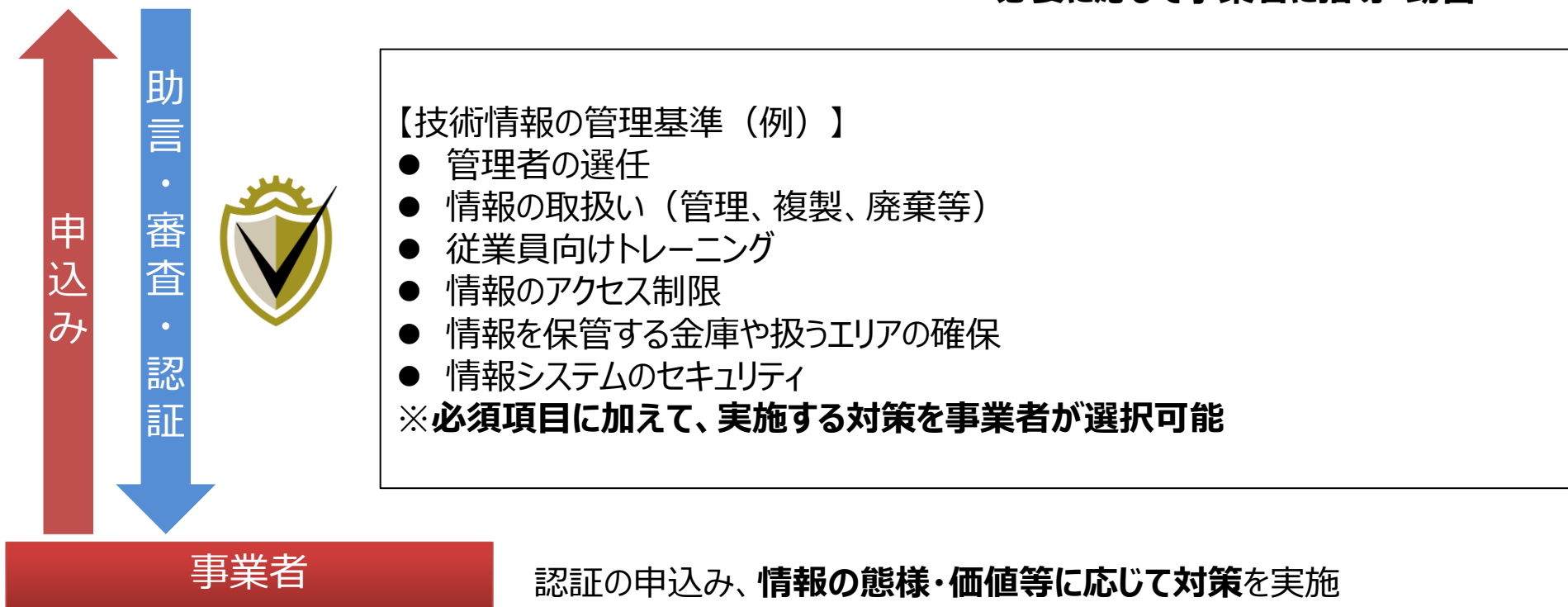
技術情報管理認証制度

技術情報管理認証制度の概要

- 国が認定した認証機関が、事業者の情報セキュリティ体制を客観的に審査・認証。（産業競争力強化法、2018年9月25日施行）
- 認証取得により、事業者は適切な情報セキュリティ体制が整備されていることを客観的に示すことができ、取引先等の信頼獲得につなげることが可能。
- 中小企業の経営資源の状況等に配慮し、関係機関と連携する制度設計。

認証機関（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関）

国の基準を満たすかを客観的に審査・認証
必要に応じて事業者に指導・助言



技術情報管理認証を取得した事業者の声

- 技術情報管理認証を取得した事業者の多くが、**技術情報の管理体制が整備できていることを取引先に示すことができる**ことに加え、**社内の情報セキュリティ意識の向上**につながることから認証取得の重要性・意義を強調。

認証取得による効果（認証取得事業者ヒアリング結果）

- ・ 情報セキュリティに関する**取引先の要望に対応**できるようになった
- ・ 取引先の情報、自社の技術情報の管理に対して**従業員の意識が向上**した
- ・ **経済産業省のWEBページに社名**が掲載され、士気が上がった
- ・ 営業部門が**名刺の認証マークを見せて取引先に説明**すると、納得を得られやすい
- ・ 情報セキュリティに関する**取引先のヒアリングで合格**の評価を得られた
- ・ 情報セキュリティの取組を**対外的にアピール**できるようになった

株式会社山本金属製作所

高度なものづくりを支援する事業を行っており、お客様のビジネスに関わる情報を扱うにあたり、情報管理は非常に重要と考える。認証取得は、リテラシーの底上げにも効果的であり、今後も、生産性を阻害することなく、自社の強みを活かした情報管理の仕組みを構築していきたい。



日本金型工業会（株式会社小出製作所）

認証取得をきっかけに、情報管理の取組の一步を進められた意義は大きい。業界として認証に一足早く取り組むことで、社員1人1人が情報を守る意識を高めていき、近い将来、お客様から情報管理を求められた時にも、その期待に十分に responding していきたい。



ものづくり補助金の採択審査時の優遇

- 中小企業等による**新商品・サービス開発、生産プロセス改善のための設備投資等**を補助する事業。（令和4年度は延べ約9,300者が採択）。
- 令和5年度から、**認証取得事業者は採択審査時に加点**。

現行の支援概要

予算額	2,001億円の内数（令和3年度補正）			
補助対象事業者	中小企業、個人事業主、企業組合、商工組合 等			
補助対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、外部専門家経費 等			
補助上限額・補助率	申請類型		補助上限額	補助率
	一般型	通常枠	従業員 5人以下 ： 750万円 6～20人 ： 1,000万円 21人以上 ： 1,250万円	1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
		回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援。		2/3
		デジタル枠 DXに資する革新的製品・サービス開発、デジタル技術を活用した生産プロセス改善等を支援。		
		グリーン枠 温室効果ガス排出削減に資する革新的製品・サービス開発、炭素生産性向上を伴う生産プロセス改善等を支援。	従業員 5人以下： 2,000万円 6～20人 ： 3,000万円、 21人以上 ： 4,000万円	
	グローバル展開型 ①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するものを支援		3,000万円	1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）

※詳しい情報は最新の公募要領をご確認ください

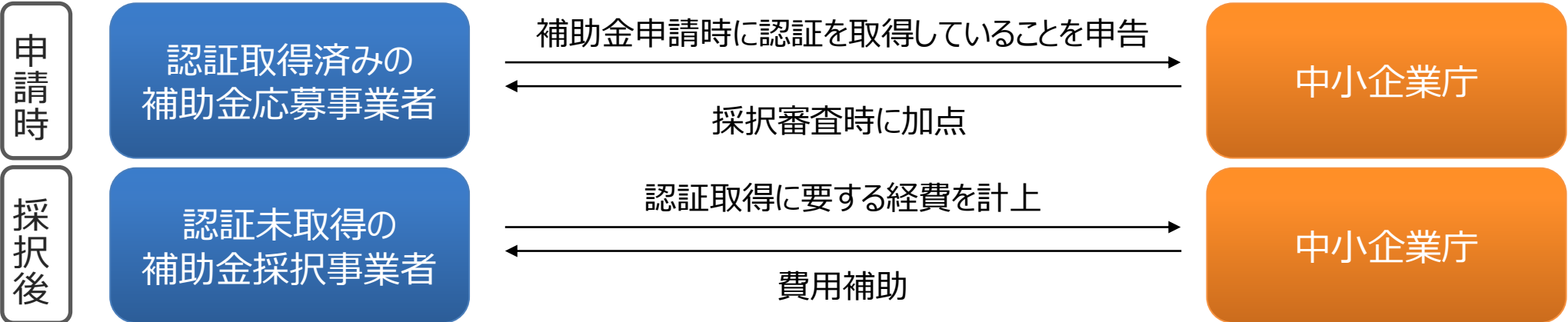
Go-Tech事業採択審査時の加点と認証取得経費補助

- 令和5年度「**成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）**」（旧サポイン・サビサポ事業）において、認証取得事業者による申請を優遇するとともに、すべての申請事業者に認証取得を推奨。
 - ✓ 認証取得事業者は**採択審査時に加点**（令和5年度から）
 - ✓ 申請時の技術情報の管理の実施状況の申告を**認証取得済の事業者は免除**
 - ✓ 認証未取得の事業者は**認証取得費用も補助**

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）とは
（補助率：原則 2 / 3 以内、補助上限額：2 年度で 7 5 0 0 万円 など）

- 中小企業者等が大学・公設試等と連携して行う、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けた研究開発等を支援。
- 研究開発等に当たって事業者は、複数の企業や、大学・公設誌等の研究機関等、及びアドバイザー等と連携し、共同体を構成。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2023/230222kobo.html>



※詳しい情報は最新の公募要領をご確認ください

技術情報管理 自己チェックリスト

- 技術情報管理認証の取得には第三者の審査が必要となるため、「とりあえずやってみる」には、ハードルが高い。
- このため、技術情報管理認証の基準に沿って自組織の情報セキュリティ体制を確認する自己チェックリストを公開。
- 自組織内で完結するため、手軽に情報セキュリティのチェックが可能。

項目ごとに自組織の対応状況を選択式でチェック

ファーストステップ（経営の視点）

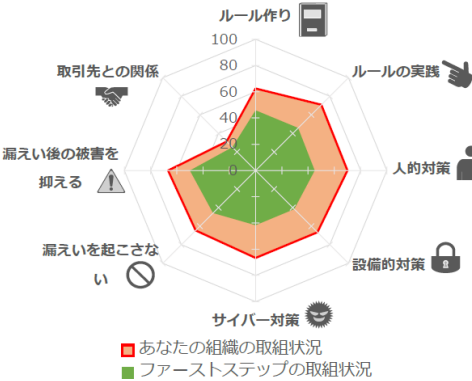
ファーストステップは、情報漏えいを防ぐための基礎的な確認事項です。
経営上も重要な情報漏えいを防ぐための取組の方針ですので、全ての事項を確認しましょう。



内容		チェック欄
ファーストステップ（経営視点からの基礎的な確認事項）		
1	経営者とともに、守るべき情報を特定している。 	☐
2	守るべき情報が、紙情報、電子情報、試作品・製造装置などの物自体のどれに当たるかを分け、保管場所を記録している。 	☐
3	守るべき情報には、一目でほかの情報と区別できるよう、目印をつけている。 	☐
4	取引先などから預けられた情報は、その取引先などの意向を聞いて、対策方法を定めている。 	☐
5	経営層が、以下の取組に責任を持つ管理者を定めている。 (1) 情報セキュリティのルールを作る。 (2) 情報に触れる従業員を制限・管理して、トレーニングする。 (3) 情報セキュリティのルールを実行する。 (4) 情報漏えい防止が起きるようになっていないかを定期的に確認し、漏えいがあったら対応する。 	☐

自組織の取組状況を採点、レーダーチャートで表示

あなたの組織の取組状況は以下のとおりです。（チェック欄に回答を入力すると、レーダーチャートが表示されます。）



総合評価点 **64点**

お疲れ様でした。
あなたの組織は、このチェックリストで確認できる取組を半分以上達成しており、特に「経営の視点」からの取組が優れています。また、「ルールの実践」の分野では全体の70%まで達成できています。活用ガイドや経済産業省の技術情報管理認証制度WEBページで提供している研修素材などを活用し、満点を目指して対策を進めましょう。
また、第三者から専門的な指導・助言を受けられる技術情報管理認証への挑戦もご検討ください。

技術情報管理 自己チェックリストは経済産業省WEBページからダウンロード可能
（企業名、担当者連絡先などの登録は一切不要）

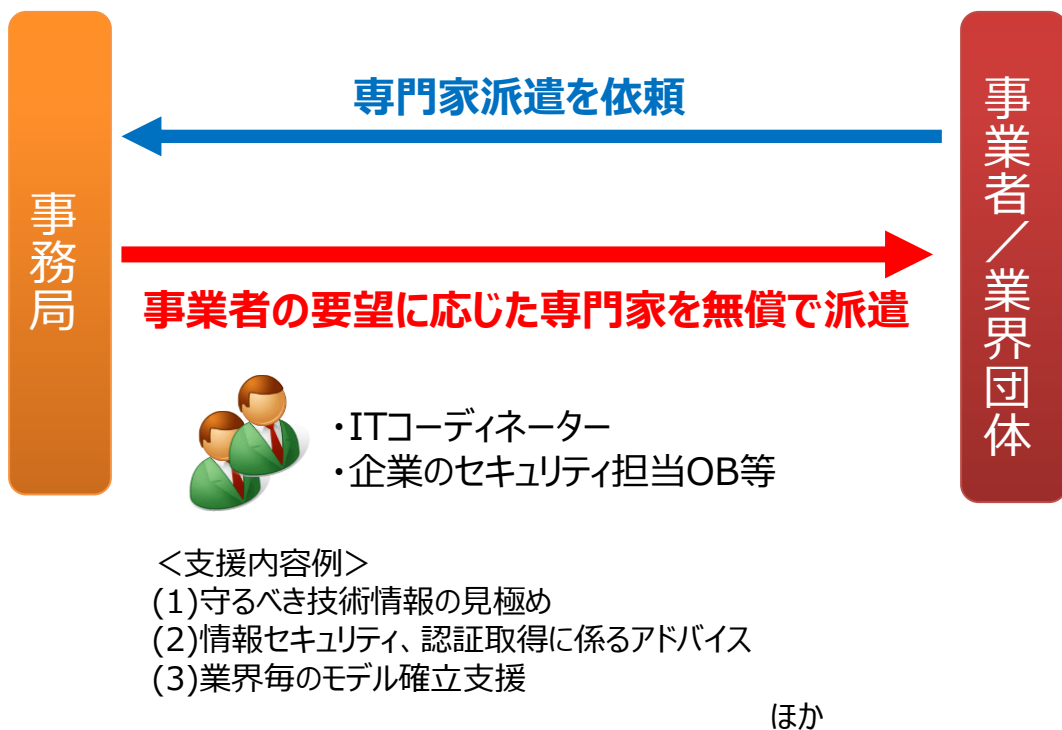


技術情報管理のための専門家派遣事業

- 適切な技術情報管理を促進するため、認証機関及び事業者への支援等を実施。
- 認証取得を検討する事業者等への支援として、情報セキュリティの専門家を無償で派遣し、守るべき情報の見極めや具体的な情報セキュリティ手法のアドバイスに加え、標準的な技術情報管理手法（モデル）の確立をサポート。

【令和4年度利用実績：延べ97回】

専門家派遣事業の流れ



令和4年度の派遣先事業者等の業種

- ・ 製造系業界団体
- ・ 工作機械製造業
- ・ 電子機器製造業
- ・ 金型製造業
- ・ 金属加工業
- ・ 化学薬品製造販売
- ・ 航空機関連
- ・ 医療法人
- ・ 弁理士法人

ほか